

令和 6 年度 四国中央市議会基本条例

検証・評価

**令和 6 年 11 月
四国中央市議会
議会運営委員会**

令和6年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	前 年 の 評価	理 由
第2条(1)「議会の活動原則」 市政運営を監視し、評価する	B	B	主要事業や政策課題等について理事者に進捗を確認した。
第2条(2)「議会の活動原則」 市民が参加しやすい市民に開かれた議会を目指す	B	B	議会の傍聴者がまだまだ少ないと感じるが、カフェトーク等啓発事業を開催し、理解関心を高めた。
第2条(3)「議会の活動原則」 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させる	C	B	市民の意見・考えを聴く機会が十分ではなかった。
第2条(4)「議会の活動原則」 公正性及び透明性を確保し、市民にわかりやすい議会運営を行う	C	C	一問一答方式での一般質問を市民に分かりやすく伝える努力が必要。議会だよりやホームページ等あらゆる手段で啓蒙していく。
第2条(5)「議会の活動原則」 政策提言及び政策立案を積極的に行う	C	C	本市の置かれている状況（少子・人口減少）に直結した政策提言・施策立案を充実させる必要がある。
第3条(1)「議員の活動原則」 市民の代表者としての自覚を持ち、市民全体の生活の向上を目指す	C	C	市民に対する窓口を持ち、議員の自覚と矜持を持つべきである。
第3条(2)「議員の活動原則」 言論の場及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重する	C	C	討論し合うスキルを身につけることが必要。
第3条(3)「議員の活動原則」 市政全般の課題及び市民の意見、要望等を把握し、自らの資質を高める不断の研さ	C	C	自らの資質を高める自己研さんはまだまだ十分と

令和6年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

んに努め、市民の負託に応える			は言えない。
----------------	--	--	--------

令和 6 年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	前年の 評価	理 由
第 4 条②「会派」 議員活動を支援するとともに、政策立案 及び政策提言のために調査研究を行う	C	C	会派によって差がある。
第 5 条「議長及び副議長の選出」 当該選出の過程を市民に明らかにする ため、志願する者に対し所信を表明する機 会を設ける	A	A	所信表明の機会は設けられ ている。
第 6 条①「市民参加及び市民との連携」 市民に対して議会の活動に関する情報 を公開し、その透明性を確保する	C	B	議会だより以外の情報公開 は不十分である。
第 6 条②「市民参加及び市民との連携」 本会議のほか、常任委員会及び特別委員 会を原則公開する	B	C	原則公開しており、機会は 増えたと感じるが、市民の 関心は薄いと感じる。
第 6 条③「市民参加及び市民との連携」 政策的意見又は専門的知見を審査等に 反映させるため、公聴会及び参考人の制度 を活用する	C	C	機会は増えたが、さらなる 研究及び検討が必要となる 課題である。
第 6 条④「市民参加及び市民との連携」 請願及び陳情の審議においては、必要に 応じて当該請願及び陳情の提案者の説明 等を聴く機会を設ける	C	C	事前準備が必要であるが、 説明を聞くことは重要であ る。
第 6 条⑤「市民参加及び市民との連携」 市民への報告及び意見交換の場として、 議会報告会等を開催する	C	B	回数・開催地区を毎年変え る等、改良すべきである。
第 7 条①「議会広報の充実」 議案等の審議の経過及び結果並びに一 般質問等の内容について、市民への情報の 提供に努める	B	B	議会だよりの充実を図り、 SNS の活用を行う。

令和6年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	前年の 評価	理 由
第7条②「議会広報の充実」 多様な広報手段を活用し、市民が議会及び市政への関心を高めるための広報活動に努める	C	B	広報誌（議会だよりの独立も検討）、CATV、報告会、SNSの研究を進め、議員全員で取り組む必要がある。
第8条「市長等との関係」 市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係を保持し、事務執行の監視及び評価に努める	B	C	互いの距離が近く、緊張感が薄く感じられる場面がある。付託案件の委員会審査等では、議員自身下調べを行い、積極的な質疑に努めるべきである。
第9条①「政策等形成過程の説明」 政策水準を高める議論を行うため、7項目の情報提供に努めるよう市長に求める	C	C	浸透していないと感じる。なぜその政策なのか、議員側から積極的にプロセスについても質疑すべきである。
第9条②「政策等形成過程の説明」 政策等の提案を審議するに当たっては、市長に対し政策等ごとの分かりやすい説明資料の作成を求める	C	C	一定の評価はするが、議員として前もって準備していなければ検討不十分となる場合があると感じる。
第10条「議決事件の拡大」 市政の重要な計画及び政策について、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件の拡大に努める	C	C	議会軽視にならないよう、議論の機会を増やす等、議会の存在を理事者にも十分認識してもらうことが重要である。
第11条①「委員会の運営」 市民の意見等を考慮した政策課題について、委員間で政策提言に向けた討議を行う	C	C	市民の意見を考慮した取組という点においては不十分。議員のレベルアップが必要である。
第11条②「委員会の運営」 行政評価等及び決算審査の結果を踏ま	B	B	各委員会ごとに政策提言が

令和6年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

え政策提言を行うとともに、政策に関する 予算の確認及び執行の評価結果を点検し、 その結果を次の政策提言に反映させる			できしており、システムは固 まってきた。チェック体制 の充実を図る。
---	--	--	--

令和 6 年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	前年の 評価	理 由
第 11 条③「委員会の運営」 必要に応じて参考人及び専門的知見を有する者を招致する	C	B	委員長の裁量が求められる。
第 12 条「政務活動費」 調査研究その他の活動に資するため、政務活動費を有効に活用するとともに、その用途について透明性を確保する	C	C	有効活用のためには用途規定を使いやすいように改定する必要がある。
第 13 条「議員研修の充実強化」 議員の資質並びに政策形成及び政策立案の能力の向上のため、議員研修の充実に努める	C	C	年間の予定を立てて、実施すべきであると感じる。
第 14 条「議会図書室」 議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の充実に努める	D	C	議会図書室を有効活用できていない。
第 15 条「議会事務局の体制整備」 政策形成及び政策立案の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局機能の充実強化に努める	B	B	議会事務局機能は評価する。
第 17 条「議会予算の確保」 議事機関としての機能を確保するため、必要な予算の確保に努める	C	C	次年度予算に反映するためには早めの対応が必要である。
第 18 条「議員の政治倫理」 市民の代表者として常に高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員の品位を保持し、見識を養うよう努める	C	C	今年度は残念な事件もあり、議員個々に差があることは否めない。
第 19 条「議員定数」 議員の定数の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮する	A	A	現時点ではよいが、人口減少が進む中、2028 年選挙では議員定数削減の検討も必要であると感じる。

令和6年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	前年の 評価	理 由
第21条「災害時の対応」 災害等が発生した場合において、市民及び地域の状況を把握し、体制整備に努めるものとする	B	B	B C Pの策定更新については他自治体の事例も参考に勉強会を行うなど、意識を高める必要がある。
第22条①「最高規範性」 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、条例の趣旨を尊重し、条例に定める事項との整合を図る	D	C	議会に関する条例等については、研修の機会を増やすべきである。
第22条②「最高規範性」 一般選挙を経た任期開始後、条例に関する研修を行う	C	C	当選者全員の研修が必要である。
第23条①「検証及び見直し手続」 条例の施行の状況について議会運営委員会において検証する	B	A	検証については毎年実施できているが、十分でないと感じる部分もある。
第23条②「検証及び見直し手続」 検証の結果に基づき、必要に応じて、条例の見直しを行う	C	C	議会運営委員会において、中間検証が必要であると感じる。

令和6年度 四国中央市議会
議会運営委員会 委員

委員長	吉田善三郎
副委員長	眞鍋 利憲
委員	吉原 敦
〃	三宅 繁博
〃	谷内 開
〃	山本 照男